（調査事項）

第七条　（略）

2～6　（略）

（削る）

7　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

2　作付面積調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　（略）

二　地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）が農業協同組合その他の関係団体（以下「関係団体」という。）のうちから選定したもの　農林水産大臣が定める調査票を配布して行う自計報告調査の方法

3・4　（略）

険法第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。

（調査事項）

第七条　（略）

2～6　（略）

7　共済減収調査は、作物の種類別共済基準減収量及び当該共済基準減収量に係る作付面積について行う。

8　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

2　作付面積調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　（略）

二　地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）が農業協同組合その他の関係団体（以下「関係団体」という。）又は農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第二条第二項（第三号及び第五号を除く。）に規定する農林業経営体（以下「経営体」という。）のうちから選定したもの　農林水産大臣が定める調査票を配布して行う自計報告調査の方法

3・4　（略）

5　収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一～三　（略）

四　地方農政局等の長が関係団体又は農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第二条第二項（第三号及び第五号を除く。）に規定する農林業経営体（第十条において「経営体」という。）のうちから選定したもの　農林水産大臣が定める調査票を配布して行う自計報告調査の方法

6　（略）

（削る）

5　収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一～三　（略）

四　地方農政局等の長が関係団体又は経営体のうちから選定したもの　農林水産大臣が定める調査票を配布して行う自計報告調査の方法

6　（略）

7　共済減収調査は、農業保険法第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出したものにおいて栽培される当該作物につき統計職員等による実測調査の方法によつて行う。

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第六項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第七項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の作物統計調査規則の規定は、平成三十一年産の作物に係る調査から適用し、平成三十年産の作物に係る調査については、なお従前の例による。